

只木ゼミ前期第7問検察反対尋問レジュメ

文責：1班

1. 弁護レジュメ1頁27行目「民事上・行政上の違法性の認識しか持たない行為者をも刑事責任に問うこと」になる場合とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。
- 5 2. 弁護レジュメ2頁7行目「行政規制違反の認識しか持たない行為者をも刑事責任にということとなり、罪刑法定主義に反する」とあるが、行政規制そのものが罪刑法定主義に反するという意味か。
3. 弁護レジュメ2頁20行目「違法性の意識を不要としながら、その可能性のみを故意の要件とする点で論理的にも不徹底である」とは具体的にどのように不徹底であるのか。
- 10

以上